

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路一・四・〇〇二号広島呉道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和三年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路一・四・〇〇二号広島呉道路

二 都市計画を変更する土地の区域

坂町鯛尾一丁目、坂町横浜中央三丁目、坂町横浜東二丁目、坂町坂西一丁目、坂町植田二丁目、坂町植田三丁目、坂町植田四丁目、呉市天応町、呉市天応伝十原町、呉市天応西条二丁目、呉市天応塩谷町、呉市長谷町、呉市吉浦町、呉市吉浦中町三丁目、呉市吉浦東本町四丁目、呉市山手一丁目、呉市山手二丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、坂町建設部都市計画課、呉市都市部都市計画課、天応市民センター、吉浦市民センター

四 縦覧期間

令和三年十二月六日から令和三年十二月二十日まで